

I いじめの防止についての基本的な考え方

1 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうる。この事実を踏まえ、教職員は、日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努める。いじめを認知した場合には、問題を一人で抱え込んでしまうことのないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたことに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

3 いじめの解消

「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

II いじめ防止等の対策

1 組織

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことなく、組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

(1) 「学年主任会」

- ◇ いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
 - ◇ 「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
 - ◇ 校内研修の企画と実施
 - ◇ いじめ防止のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し
- 《メンバー》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任、相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

(2) 「対応支援チーム」

- ◇ いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
 - ◇ いじめ事案に関する生徒情報などの集約
 - ◇ いじめ事案発生時の初期対応
- 《メンバー》

教頭、生徒指導主事、学年主任、相談主任、養護教諭、該当担任

※ 状況により、スクールカウンセラー（以下SC）の助言・指導を要請

2 具体的な取組

	方針	学校としての取組	保護者・外部との連携
未然防止	いじめに対する共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ●全教職員に対する校内研修 ●生徒への具体的事例の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ●方針の公開
	いじめに向かわない態度・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●道徳教育や人権教育の充実 ●体験活動等による社会性の涵養 ●ストレスへのコントロール能力の育成 ●コミュニケーション能力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と連携した体験活動の実施 ●学校評議員への学校行事公開
	いじめを発生させないための指導	<ul style="list-style-type: none"> ●個々に即した発達支持的な授業づくり ●教職員による不適切な指導の防止 ●生徒自らがいじめ等について考える機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者・地域への授業公開
	自己有用感や自己肯定感の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供 ●体験活動を通して、社会に貢献している実感が得られる機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●中高連携 ●地域と連携した体験活動の実施
早期発見	全教職員が兆候を見逃さず、積極的にいじめ認知に努める。		<ul style="list-style-type: none"> ●地域の巡回
	定期調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的なアンケートの実施 ●生徒自らがいじめ等について考える機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケートの実施 ●認知件数の公開
	教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●毎学期における学校外相談窓口の周知 ●適切な個人面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者面談時の聞き取り
点検・検証・見直し	各年度の取組についてPDCAサイクルにより検証する。		<ul style="list-style-type: none"> ●学校関係者評価委員会での「自己評価」
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> P 年間計画の策定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> D 取組 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> C 評価アンケート及び学校評価 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> A アンケート及び評価の結果検証 </div>		

Ⅲ 事案発生時の対応

1 発見・通報を受けた際の対応

(1) 初期対応

- ① 発見又は通報を受けた教職員は、対応支援チームへ報告する。
- ② 対応支援チームは、当面の方針を定め、被害生徒への支援を開始する。
- ③ 対応支援チームは、校長に報告するとともに学年主任会の開催を依頼する。

(2) 解消への対応

- ① 被害生徒及び関係生徒の担任や部顧問等は、学年主任会に状況を報告する。
- ② 学年主任会において状況を整理し、県教育委員会へ報告する。
- ③ 学年主任会は、必要に応じて外部関係機関との連携により、被害生徒及び関係生徒の支援や指導の方策を検討する。
- ④ 対応支援チーム及び関係教職員は、被害生徒及び関係生徒の支援や指導を実施する。

※ 解消まで繰り返す。

(3) 解消後の対応

- ① 被害生徒及び関係生徒の担任や部顧問等は、学年主任会に状況を報告する。
- ② 学年主任会において見守りの状況等を整理し、県教育委員会へ報告する。
- ③ 対応支援チーム及び関係教職員は、被害生徒及び関係生徒の見守りを実施する。
- ④ 学年主任会は、必要に応じて外部専門家等を交えて、事案の背景を分析し、再発防止策を検討する。

2 いじめられた生徒・保護者への対応

- (1) 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- (2) 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- (3) 聞き取り等により判明した事実は、個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに伝える。
- (4) 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- (5) 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- (6) 外部専門家（SCやスクールソーシャルワーカー（以下SSW）など）との連携を積極的に提案する。
- (7) 関係生徒との関係改善に努め、解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- (8) インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

3 対象生徒・保護者への対応

- (1) いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- (2) 聞き取り等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに伝え、適切な連携を図る。
- (3) 当該生徒への指導の際には、双方の個人情報などに十分配慮する。
- (4) 指導の内容及び方法については、生徒指導委員会で検討する。
- (5) 指導に当たっては、当該行為の背景に着目し、関係生徒への必要な支援も行う。
- (6) 必要に応じて、外部専門家（SC、SSW等）との連携を提案する。
- (7) いじめられた生徒との関係改善に努め、解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- (8) インターネット上の行為については、警察との連携への協力を促す。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への聞き取り等を行う際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- (2) 聞き取り等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
- (3) いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- (4) 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- (5) インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

IV 重大事態への対応

1 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って対応する。